

令和8年度 学生寮寮監 募集要項

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎（男子寮・女子寮）の巡視及び保全並びに管理（設備の修理、戸締まり・消灯、火気の点検等） ・舎生の寄宿舎生活における生活指導（担任・家庭との連絡、舎生の外出・外泊等の許可・確認等） ・緊急事態に対応する応急措置及び緊急連絡 ・寮務日誌・諸帳簿の記録、保管及び必要事項の報告 ・その他学校の長が指示する事項
募集人員	2人
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上（性別は問いません） ・普通自動車免許（AT限定可）を有する者（公用車運転あり） <p>なお、以下に該当する方は応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 4 （令和8年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第4項に規定する「教員等」においては、同条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」
勤務時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務日数 原則として月20日以内 2 勤務日 月曜日から日曜日までに勤務を割り振ります。 ※ 勤務は土日祝日を含むシフト制 3 勤務時間：変形労働時間制（1か月単位） （ア） 8:00～16:00（休憩 90分） （イ） 15:30～23:30（休憩 90分） （ウ） 23:30～ 8:00（休憩 120分） 勤務時間1日当たり：実働6時間30分 ※ 休憩時間含む勤務時間は8時間前後 4 休暇 年次有給休暇10日（5か月経過後）、特別休暇（有給・無給）
勤務地	鹿児島県肝属郡肝付町前田5025 鹿児島県立楠集中学校・高等学校「楠集寮」
任用期間	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
給与支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本となる報酬 日額：7,900円～9,600円（学歴、職務経験を考慮の上決定） 2 加えて支給される報酬 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間あたりの報酬の額の100分の25を夜間勤務手当に係る報酬として支給します。 3 期末手当及び勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 4 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。
退職金制度	無
住 宅	無

応募方法	<ul style="list-style-type: none"> 市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）により、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。 （応募期間：令和8年6月18日（木）午後4時40分まで。） ※ 郵送の場合は、令和8年6月18日（木）必着とします。 書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。 応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
その地	<ul style="list-style-type: none"> いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関するものにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 採用に当たっては、（令和8年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪（下記参照）の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 原則、敷地内禁煙です。

書類提出先及び問合せ先
〒893-1206
肝属郡肝付町前田5025
鹿児島県立楠隼中学校・高等学校
担当 高崎
TEL 0994-65-1192

【参考】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）
（定義）
第二条（略）
7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの